

委 託 契 約 書 (案)

委託者 高松市長（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○（以下「乙」という。）は、高松市道路等照明灯LED化ESCO事業について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に提供する改修工事の設計・施工、運転・維持管理、計測・検証、運転管理指針に基づく助言及び省エネルギーと光熱水費削減保証に対するパフォーマンス等の契約期間中継続的に提供される省エネルギーサービス（以下「ESCOサービス」という。）のために必要なESCO設備を、甲の管理する道路や施設内に設置する工事及びESCOサービスに必要とする甲の施設等の改修工事（以下「改修工事等」という。）並びに乙の甲に対するESCOサービスの提供を行うことを目的とする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 委託事業名 高松市道路等照明灯LED化ESCO事業
- (2) 履行場所 高松市内全域
- (3) 契約金額
 - ア 初年度支払額 金 ○○○, ○○○, ○○○円
（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - イ 令和8年度以降の年度別支払額 金 ○○, ○○○, ○○○円
（うち消費税及び地方消費税相当額 金 ○, ○○○, ○○○円）
- (4) 契約期間 令和 7年 月 日から令和21年 3月31日まで
- (5) ESCO設備の引渡し予定日 令和21年 3月31日
- (6) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (7) 委託事業内容 別添「包括的エネルギー管理計画書」のとおり

（権利義務譲渡の制限）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、この契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

（再委託の禁止等）

第4条 乙は、委託事業の全部又はその主要部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託事業の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、予め、受任者又は下請負人の名称、委任又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項について書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は甲に対し、委任又は請け負わせた第三者の委託事業の履行責任を負うものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 乙及び前条第2項に規定する受任者又は下請負人は、委託事業の遂行上知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 甲は、この契約により知り得た乙の秘密（乙が実施した改修工事等の内容、改修工事等で乙が設置した設備及びシステム開発（以下設置した設備及び開発したシステム等を「ESCO設備」という。）並びにESCOサービスの内容等に係る秘密をいう。）を他人に漏らしてはならない。ただし、乙が事前に了承した範囲内の内容に関してはこの限りでない。
- 3 前2項の規定は、第2条第4号に規定する契約期間終了後又は本契約の解除後においても同様とする。

(善管注意義務)

第6条 甲乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意を持ってこれをなすべき責めを負う。

(ESCO設備の施工等)

第7条 乙は、令和7年9月 日 から令和8年3月31日までの間にESCOサービスを提供するための施工及びシステム開発を完了し、令和8年4月1日からESCOサービスを甲に提供するものとする。

- 2 乙は、改修工事等を行うに当たって、第2条第2号に規定する履行場所（以下「履行場所」という。）における甲の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不快感等を与えないよう配慮しなければならない。
- 3 乙は、主任者を配置し、当該主任者を工事期間中履行場所に常駐させ、改修工事等の運営、取締りを行わせるほか、本契約に基づく乙の改修工事等に係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。また主任者を変更した時も同様とする。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち主任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、予め当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、改修工事等の施工に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受

けることに関する一切の責任を負うものとする。

- 6 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 乙は、履行場所又はE S C O設備に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、甲に通知の上、履行場所内に立ち入ることができるものとする。
- 8 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより履行場所若しくは甲の既存設備に損害が生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が改修工事等を施工できないときは、甲は改修工事等の中止内容を直ちに乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。
- 9 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、改修工事等の中止内容を乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- 10 前2項の規定により、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第1項の規定にかかわらず、改修工事等の完了日又はE S C Oサービスの提供開始日について、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（運転管理等）

- 第8条 乙は、甲との協議により、予め甲の承諾を受けた運転管理指針に基づき、十分な省エネルギー効果を発揮するようE S C Oサービスを提供しなければならない。
- 2 前項に規定する運転管理指針には、省エネルギーを目的とし、適切な操作、維持、調整、変更方法を示す内容が含まれていなければならない。
 - 3 乙は、甲に最適なE S C Oサービスが提供できるよう、E S C O設備の運転管理を工夫するものとする。
 - 4 乙は、甲の了解を得て、甲の既存設備等履行場所の状況について調査することができるものとする。
 - 5 乙は、甲の既存設備等により効果的な運転管理について、甲に助言を行うことができるものとし、甲は、当該助言を尊重するものとする。
 - 6 甲は、乙の承諾なしにE S C O設備の増設又は改造を行ったり、そのいずれかの部品の取替え又は撤去を行ったりしないものとする。

（維持管理等）

- 第9条 乙は、第10条第1項又は第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに設備等の点検を行い、E S C Oサービスの提供に支障をきたさないよう、甲の承諾を受けた範囲の復旧、調整等を行わなければならない。
- 2 前項により乙がE S C O設備の復旧、調整を行う際の経費については、甲がこれを

負担する。

- 3 乙は、甲の照明灯の性能を従来どおり維持する。

(甲の通知義務)

第10条 甲は、ESCO設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

- 2 甲は、乙の改修工事等完了日の属する月の翌月以降、毎月、乙に対し履行場所に係る光熱水費の実績をその翌月に通知するものとする。

(ベースラインの算出)

第11条 ESCOサービスによる削減対象とする各年度の光熱水費の基準額（以下「ベースライン」という。）は、光熱水費については令和6年4月単価を基準とし、エネルギー消費量及び既存機器維持管理費等相当額は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間に甲が支払った履行場所に係る光熱水費等の実績を基に算出して得た額とし、金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(削減予定額及び削減保証額等)

第12条 ESCOサービスによる甲の光熱水費削減予定額（以下「削減予定額」という。）は、金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- 2 ESCOサービスの提供により、乙が甲に対し最低限保証する光熱水費削減額（以下「削減保証額」という。）は、削減予定額以下の範囲で年度別支払額を超える額とし、金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(ベースラインの調整)

第13条 気象、履行場所の機器の稼働状況や運転管理方法等に著しい変更が生じたとき、又は光熱水費の単価に変更が生じたときは、甲又は乙は合理的な根拠を示す資料を作成し、第11条の規定にかかわらず、相手方に対し、ベースライン等の修正を求めることができる。

- 2 甲乙は、相手方の承諾なしにベースライン等を変更することはできない。
- 3 ベースライン等の修正方法の詳細については、第2条第7号に規定する包括的エネルギー管理計画書に示すとおりとする。

(ESCOサービス料の算出等)

第14条 この契約に係る代金として、甲が乙に支払う単年度分の金額（以下「ESCOサービス料」という。）は、ベースラインから甲が当該年度に要した履行場所における光熱水費を減じて得た額（以下「実削減額」という。）に応じ、次に掲げる金額とす

る。ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 実削減額が削減保証額以上のときは、第2条第3号イに規定する年度別支払額とする。

(2) 実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た不足金額を年度別支払額から減じて得た金額とする。ただし、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を年度別支払額から減じて得た金額が負の場合は、金0円とする。

2 乙は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を年度別支払額から減じて得た金額が負の場合は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額から年度別支払額を減じて得た金額を甲に支払わなければならない。

3 消費税等の税制度の変更があったときは、第11条の規定にかかわらず、乙はベースラインを調整することができる。

4 法人税等の収益目的税に関する税制度の変更があったときは、乙はベースラインの調整にこれを反映することができない。

(検査)

第15条 乙は、乙の費用負担でESCO設備の完了検査を行わなければならない。

2 乙は、ESCO設備が包括的エネルギー管理計画書に記載された内容を満たしていることを検査し、完了届を甲に提出する。

3 乙は、第10条第2項の規定による通知に基づき、ESCOサービスの開始日以降、6か月毎に完了届を甲に提出するとともに、毎年度ごとにESCOサービス事業報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

(契約代金の請求及び支払)

第16条 乙は、ESCOサービス開始日の属する年度以降、毎年度、1年経過毎に当該期間における前条の検査に全て合格したときは、第14条第1項の規定により、当該年度のESCOサービス料を算定の上、速やかに当該金額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求があったときには、乙から提出された請求書を受理した日から30日以内（以下「支払期間」という。）にESCOサービス料を乙に支払わなければならない。

3 甲は、支払期間内にESCOサービス料を支払うことが出来ないときは、支払期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 甲は、第2項の規定により、受理した請求書の内容の全部又は一部に瑕疵を発見したときは、その内容を明示して当該請求書を乙に返付することができる。この場

合、返付した日から乙からの是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期間に算入しないものとする。なお、請求書の内容の瑕疵が乙の故意又は重大な過失によるときは、当該請求書の提出は無効とする。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、事業の実施に関し、自己の責めに帰する理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。
- 2 甲は、自己の責めに帰する理由によりE S C O設備に損害を与えたとき及びその結果として第三者に損害を与えたときは、乙又は第三者に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。
- 3 本条第1項及び2項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(引渡し及び瑕疵担保)

- 第18条 甲は、第15条第2項の規定による完了届に基づき、E S C O設備が包括的エネルギー管理計画書に記載された内容を満たしていることを確認した後、本件引渡し予定日においてE S C O設備の引渡しを受ける。
- 2 乙は、E S C O設備の引渡しの遅延が見込まれる場合には、引渡し予定日の30日前までに当該遅延の原因及びその対応方法を甲に通知しなければならない。
- 3 E S C O設備に瑕疵があるときは、甲は乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要なものではなくかつその補修に過分の費用が要するときは、甲は補修を請求することができない。
- 4 前項による瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、第1項に基づきE S C O設備の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。
- 5 甲は、E S C O設備の引渡しを受ける際に、E S C O設備に瑕疵があることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、直ちに、乙に書面によりその旨を通知しなければ、当該瑕疵の補修又は当該瑕疵に関する損害賠償を請求することはできない。ただし、乙が当該瑕疵を知っていたときはこの限りではない。

(甲の契約解除権)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なしに本契約の履行に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰する理由により、第7条第1項に規定する期間内に改修工事等を完了する見込みがないとき、又は第2条第4号に規定する契約期間内に乙のESCOサービスが開始される見込みがないことが明らかになったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないことが明らかになったとき。
- (4) 乙の責めに帰する理由によらない近隣住民からの要望及び行政手続きの不備等により事業の継続が困難と判断される時。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除されたときは、第2条第3号アに規定する契約金額の初年度支払額（乙が既に履行した部分に相当する金額を除く。）の100分の5に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、前項第4号の理由により本契約が解除されたときはこの限りではない。

(乙の契約解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲の都合により第2条第2号に規定する施設の運営停止あるいは大幅な改造等が行われ、そのことによりESCOサービスの提供が著しく損なわれかつ乙に損害が発生するとき。
- (2) 甲の責めに帰する理由により、ESCOサービスの提供が不可能となったとき。
- (3) 甲が本契約に違反し、そのことによりESCOサービスの提供が不可能となったとき。

(甲による契約解除後の処理)

第21条 第19条第1項の規定により、本契約が解除された場合、乙は甲の承諾を得た上で、ESCOサービスの履行が十分可能な新たな事業者へ業務を引き継ぐ。

2 前項の規定にかかわらず、第19条第1項第4号の規定により契約を解除するときは、甲は別に定める違約金を乙に支払う。

(乙による契約解除後の処理)

第22条 第20条第1項の規定により本契約が解除された場合、甲は別に定める違約金を乙に支払う。

(契約の変更)

第23条 本契約締結後、当該施設運営の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、天災等により契約の履行が著しく不相当と認められるときは、次のいずれかによるものとする。

- (1) 甲の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当と認められるときは、乙は乙の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
- (2) 前号の場合であって、乙に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、乙に発生する損害を甲が負担する。
- (3) 乙の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当と認められるときは、甲は甲の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
- (4) 前号の場合であって、甲に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、甲に発生する損害を乙が負担する。
- (5) 甲、乙両者の責めに帰する理由あるいは第三者の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当と認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
- (6) 天災等、乙の責めによらない理由により契約条件が著しく不相当と認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約の終了)

第24条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、第2条第4号に規定する契約期間が終了した日に終了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は第19条に定めるほか、乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、又は特別清算開始の申し立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたとき、本契約を終了させることができる。

(天災等不可抗力)

第25条 天災等による甲又は乙のいずれの責めに帰することのできない理由により、本契約に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議の上、次のいずれかによるものとする。

- (1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、遂行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し、本契約を有効なものとして継続する。
- (2) 甲又は乙が他方に対しての義務を遂行することが不可能な事態においては、10日前までに甲乙は互いに通告を行った上で契約を終了する。

(法令の遵守)

第26条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和38年法

律第97号) その他関係法令を遵守するとともに、法令上乙が負うべき全ての責任を負う。

(紛争の解決)

第27条 本契約に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、甲乙は協議の上、調停人複数名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図る。この場合、紛争処理に要する費用については、甲乙協議して特別に定める場合を除き、調停人選任に係るものは甲乙折半とし、その他の費用は甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定によるあっせん又は調停により解決できない場合、民事訴訟法(平成8年法律第109号)又は民事調停法(昭和26年法律第222号)による訴えの提起又は調停の申し立ては、高松地方裁判所又は高松簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第28条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 高松市番町一丁目8番15号

高松市長 大西秀人

乙 住所 ○○○○○○○○○
法人名 ○○○○○○○○○
代表者名 ○○○○○○○○○